

健 生 発 0311 第 4 号
医 薬 発 0311 第 2 号
令 和 6 年 3 月 11 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」の廃止について

いわゆる「健康食品」又は健康食品と称する無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止及び被害発生時の拡大防止を目的として、厚生労働省では、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（平成 14 年 10 月 4 日付け医薬発第 1004001 号。以下「平成 14 年通知」という。）を示し、健康被害発生の未然防止のための体制整備及び被害発生時の対応手順等について周知してきたところです。

平成 30 年の食品衛生法改正により、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）については、当該食品との関連が疑われる健康被害情報の届出制度が導入され、運用されております。

今般、指定成分等含有食品の健康被害情報の収集制度の運用等を踏まえ、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 3 月 11 日付け健生食基発 0311 第 1 号・医薬監麻発 0311 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、医薬局監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「連名通知」という。）をとりまとめ発出しましたので、今後はそちらに従った対応をお願い致します。

なお、連名通知の発出に伴い、平成 14 年通知は廃止いたします。